

全国地域包括・ 在宅介護支援センター協議会 のごあんない

本協議会は、さまざまな運営主体による全国の地域包括支援センターおよび在宅介護支援センター^(※)が集まる唯一の全国組織です

(※) 地域包括支援センターのブランチ、サブセンター含む



こんな活動をしています

- 都道府県・指定都市協議会と連携し、センター運営に役立つ情報発信を行っています
- 介護保険制度や高齢者保健福祉に係る法制度、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現に向けたさまざまな施策動向に対応し、今後のセンターのあり方を見据えた制度対策活動を行います
- センターが直面する現場の課題解決に向け、厚生労働省との意見交換や国の研究事業へ参画・協力を通じた、意見表明を行っています
- 研究大会や各種研修会の開催により、センター職員の力量向上に取り組んでいます
- 全国各地におけるセンターの取り組み事例等を収集し、共有を図っています
- センター運営に役立つ各種資料を作成しています
 - ・地域包括支援センター業務の質の向上のためのチェックシート
 - ・地域包括・在宅介護支援センター事例集
 - ・地域包括支援センター職員研修のあり方検討委員会報告 等



本協議会について

- 平成3年9月 「全国在宅介護支援センター協議会」として設立
- 平成18年7月 地域包括支援センターを会員に加え、「全国地域包括・在宅介護支援センター協議会」に名称変更
- 平成31年4月 社会福祉法人全国社会福祉協議会を構成する一組織となり「社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会」となる

- 38都道府県・4指定都市の地域包括・在宅介護支援センター協議会により構成
 - ※富山県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県については、現時点で未組織
- 会員数は3,008か所（平成31年3月末日現在）
 - ※地域包括支援センター2,101か所、在宅介護支援センター907か所
 - ※地域包括支援センター会員内訳：行政直営約11%、社会福祉法人約55%、社協12%、医療法人15%、社団・財団ほか7%



さらなる事業展開に向けて

- 平成31年4月1日より、本協議会が全国社会福祉協議会を構成する一組織（種別協議会）となりました。組織の位置づけを明確にしたことで、厚生労働省をはじめ、全社協や民生委員・児童委員、社会福祉法人、各種社会福祉施設等の全国組織等と、これまで以上に連携しながら、センターの課題解決に向けた政策提言やセンターの活動に関する発信力強化をめざしています。
- より一層の会員センターと双方向性を向上させ組織強化に努めるとともに、会員センターのニーズを反映した事業に取り組み、地域包括支援センター、在宅介護支援センター運営に資するだけでなく、事業が直面している課題解決に向けた事業を進めてまいります。
- 地域包括ケアシステム構築には、地域包括支援センターがその中核的な機関として、さまざまな役割が期待されているとともに、「地域共生社会の実現」にあたっては、地域の実情に応じて、地域包括支援センターと社会福祉協議会、相談支援機関等が連携し、それぞれの機能強化を図ることが求められています。
- 本協議会は、行政、社会福祉法人、社協、医療法人、営利組織等、多様な運営主体による会員の集まりです。100年を超える歴史と実績のある全社協のもとで本協議会の公正中立な組織運営と、独自性ある事業展開を継続していきます。

問合せ先

社会福祉法人全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部内

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL：03-3581-6502 FAX：03-3581-2428

Email：z-konen@shakyo.or.jp

全国地域包括・在宅介護支援センター協議会は 随時会員を募集しています！

会員とは

本会の会員は、地域包括支援センターおよび在宅介護支援センター（※）です。

地域包括支援センター会員とは・・・地域包括支援センター、地域包括支援センターのサブセンター、市区町村 等

在宅介護支援センター会員とは・・・在宅介護支援センター、老人介護支援センター、地域包括支援センターのブランチ 等

（※）老人福祉法第 20 条の 7 の 2 が規定する老人介護支援センター

会員になると

- 会報誌「ネットワーク」(年 6 回発行)をお届けします
会報誌「ネットワーク」には、さまざまなセンターの実践や関連する施策情報等を盛り込んでいます
- 本会ホームページの会員専用ページにアクセスすることができます
過去の会報誌やセンターの実践発表資料等をご覧いただくことができます
- 本会主催の各種研修会に会員価格で参加できます
- センター事業に役立つ報告資料や事例集を作成し、お届けします
- センターに関連する制度等の最新情報やセンター事業に役立つ情報を、随時発信します



研修会 開催実績 (平成 30 年度)

第 28 回地域包括・在宅介護支援センター研究大会

日 時：平成 30 年 10 月 25 日 (木) ～ 26 日 (金)

テーマ：地域包括ケアシステムの深化の姿を探る～地域共生社会の理解と実践～

地域包括・在宅介護支援センターリーダー職員研修会

日 時：平成 30 年 7 月 26 日 (木) ～ 27 日 (金)

テーマ：～地域における地域包括・在宅介護支援センターの「見える化」、センター長等が果たすべき役割を考える～

全国地域包括・在宅介護支援センター研修会

日 時：平成 31 年 2 月 1 日 (金)

テーマ：地域包括ケアシステムの深化・推進のために
～ケアマネジメント支援の機能を高めるための地域づくりを考える～

会員になるには

入会をご希望の方は、「入会申込書」に必要事項を記入のうえ、センターが所在する都道府県・指定都市協議会 事務局にご送付ください。(※申込書裏面に、連絡先を記載しています)

年会費

★ 地域包括支援センター会員 : 20,000 円

★ 在宅介護支援センター会員 : 10,000 円

※ 都道府県・指定都市ごとに別途、独自の会費が必要な場合がございます。

詳細は都道府県・指定都市協議会事務局までお問い合わせください。

全国地域包括・在宅介護支援センター協議会 倫理綱領

主 旨

地域包括支援センターおよび在宅介護支援センター（以下「センター」）は、住民に身近な相談機関として、住民に寄り添い、関係機関等と連携した個別支援を行うほか、地域の実情をとらえ、保険者とともによりよい地域をめざした取り組みを行うことが求められています。

とりわけ地域包括支援センターが誕生して10年以上が経過するなかで、地域の課題も多種多様化・複雑化しており、近年では、高齢者のみならず多世代にわたる地域課題の解決や地域包括ケアの深化、地域共生社会の実現に向けて中心的役割が期待されています。

全国地域包括・在宅介護支援センター協議会は、各地のセンターが十分にその機能を発揮し、高齢者やその家族等の生活を支え、誰もが安心して暮らし続けることのできる地域づくりにおいて中核的な役割を果たすために、ここに倫理綱領を定めます。

会員センターおよびその職員は、以下の項目に留意して運営にあたります。

【公正・中立性の保持】

センターは、社会福祉法、老人福祉法、介護保険法その他の関連法や諸般の法令、諸規則等に対するコンプライアンス（法令等遵守）を徹底するように努め、適正に運営にあたるとともに、公正・中立性の保持に努めます。

【専門職としての力量向上と専門性の発揮】

センター職員は各々の力量の向上に向けて自己研鑽に努めるとともに、センターは必要な研修等に積極的に参加する機会の創出や環境整備を行います。

多職種連携に努め、寄せられる相談、課題に対してそれぞれの職種における専門性を十分に発揮し解決が図られるように努めます。

【地域に開かれた身近な相談場所】

センターは地域に開かれた身近な相談場所として、利用者が気軽に相談できるように、公的支援を必要とする場合は関連制度の主旨を十分に理解いただき、適正に利用が図れるように支援します。

【利用者の尊厳の保持、権利擁護に基づく利用者主体の対応】

センターは利用者に対して、個人情報の保護をはじめ、常に個人の尊厳を重んじ、その尊厳に相応しい自立した生活を営むことができるよう支援するために、良質かつ適切な支援に努めます。

とりわけ利用者は尊厳ある個人として様々な権利が保証されるように、それらの権利についての説明を行い、同意に基づいて利用者主体の支援に努めます。

【地域包括ケアシステムの実現】

センターは、それぞれの地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの実現に向けて、行政、医療・福祉・介護等関係機関、地域住民等との連携に努め、その中核としての役割を担います。

制定：平成30年3月14日

